

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市転害門観光駐車場	評価主体	観光経済部奈良町にぎわい課
指定管理者	ミディ総合管理株式会社 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	奈良町を訪れる観光客が、安全で快適かつ有意義に利用できるように各観光施設の運営管理を行う。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認(月1回) ・現地調査(随時)・市役所での聞き取り調査(随時) ・電話による協議・意見交換(随時) 	利用者の満足度調査等	利用者との会話を通して意見聴取
-------------	---	------------	-----------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	2,920	3,376,400	7,297	365		
平成29年度	2,058	3,219,200	6,625	365		
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金は、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方やび方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市転害門前観光駐車場指定管理者業務仕様書及び奈良市転害門前観光駐車場業務実施要領に基づき公平・公正かつ適正な運営を行った。市の駐車場としての趣旨等を丁寧に説明し、公共施設としての平等利用を図った。	適
	情報公開に対する考え方やび方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市の情報公開条例・規則を遵守しており、常に迅速に対応できるよう体制を整えている。	適
	法令遵守に対する考え方やび方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	企業としての社会的責任と重要性を認識するとともに、コンプライアンス推進委員会を設置し、各部署にコンプライアンス推進リーダーを配置。認識強化と周知徹底に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	年2回業務監査を行うほか、複数の専門監査員の巡回、統括責任者のチェックなど、適正な経理体制を確立している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方やび方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常清掃、トイレ清掃は毎日実施。日常清掃で対応不可能な箇所については清掃担当部門が随時対応。日常点検の実施に関しても関係諸法規に準拠した点検を行い、不具合があれば早急に対応できる体制を確立している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方やび方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	緊急連絡体制、警備業務・危機管理マニュアルに基づき、日常時の保安・警備等安全管理に備えた。夜間等における保安・警備については、警備会社による機械警備委託を行い警備等安全管理に努めた。利用者の事故等に対応するため、賠償責任・動産総合保険にも加入し適切な対応がとれている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画どおりに事業が適正に実施され、概ね計画どおりの成果を挙げている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	繁忙期にレンタサイクルを行い観光客の利便性の向上に努めた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・トラブルについて、迅速に対応できるような体制を確立している。また、「管理スタッフ教育」を実施し、利用者のサービスの向上に努めている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	運営上必要な消耗品や光熱水費などは必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を見たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	基本は無人機械管理だが社員1名が統括責任者として毎日巡回。繁忙時には警備員を配置している。職員の研修・講習等、指導についても、適時行っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	近鉄百貨店駐車場や市営駐車場の業務委託の実績があり、駐車場管理業務のノウハウを有しており、適正な運営管理が実施されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	経営は順調に推移しており、指定の期間内に安定的に事業を継続できる。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	苦情・トラブル対応及び防止	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情があった場合には「苦情処理規定」に基づき責任を持って対応し報告し、再発防止のために管理人に再研修を行う。不正駐車等の警告や精算機等の故障等に対して、業者と連携して対策を講じた。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	今まで培ってきた駐車場運営管理のノウハウを十分に活かし、駐車秩序の確立・街の美観の維持・利用者の利便性向上をめざし貢献できるよう努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	施設の管理が適正かつ効果的に行われている。今後は平日昼間の駐車率の向上につながる取り組みを期待したい。
指定管理者に対する指示・指導事項	特にありません。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特にありません。
-------------------	----------

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良町からくりおもちゃ館	評価主体	観光経済部奈良町にぎわい課
指定管理者	特定非営利活動法人 からくりおもちゃ塾奈良町（公募）	指定の期間	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで (5年間)
設置目的	奈良町を訪れる観光客が、安全で快適かつ有意義に利用できるように各観光施設の運営管理を行う。各施設の運営を行うことで奈良の観光地としての魅力を向上させる。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認	利用者の満足度調査等	来訪者が感想を書く「雑記帳」の設置
-------------	--------------------------------------	------------	-------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	6,990,000	-	37,625	301		
平成29年度	6,990,000	-	40,972	304		
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成24年度は4月28日より開館した。					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良町からくりおもちゃ館条例に基づき、適正な管理運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開条例及び奈良町からくりおもちゃ館の管理に関する基本協定書に基づき、情報公開請求があれば、広く情報を開示する。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	当館が公共施設であることをスタッフが自覚し、法令遵守、個人情報の保護、人権の重要性を業務実施要項等を教材として研修を通じて深めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	奈良町からくりおもちゃ館の管理に関する基本協定の規定に基づく、報告書の提出をもって、厳正に管理した。指定管理料を他の事業とは分離の上、予算内で支出する中で最大限の成果を目指した執行に努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常の開館時間内はスタッフによる清掃及び施設・展示玩具の点検を行い、小規模なものはスタッフで修理を行った。専門的なことは、専門業者に再委託し定期点検、法定点検を行い施設設備の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	緊急時対応連絡網を作成し、保安・警備等の安全管理に努めた。休日・夜間等における保安・警備については、警備会社による機械警備委託を行い安全管理に努めた。また、利用者の万一の事故等に備え、施設入場者損害保険に加入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良町からくりおもちゃ館の管理に関する基本協定書に基づき、町家空間の中でからくり玩具等による遊びを体験する事業等を行った。また、施設の運営管理だけでなく、奈良町界隈を中心とした観光案内に努めた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業として、からくり玩具の製作体験等を実施した。また、わらべうたフェスタの会場として提供し、地域の活性化にも努めた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域住民等や施設を訪れる来館者の要望を聞き、運営に反映させた。また、親子で来館された際の利便性を考慮して、多目的トイレにおむつ台を設置し、さらに、AEDを施設内に設置することで来館者が安心して施設を利用できる環境を整えた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の範囲内で事業を実施し、運営上必要な消耗品や備品などは必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を見たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、業務内容にあった適正な人数を配置し勤務体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	類似施設の管理運営に関する実績は有しないが、長年からくり玩具の研究・製作指導にあたってきた実績を持つ館長をはじめ、役員も歴史や奈良の文化に関する研究者や奈良の観光案内業務経験者であり、その実績・ノウハウを活かした事業が実施されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内で事業を実施しており、安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	苦情・トラブル対応及び防止	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・トラブルが発生しないよう、事前回避に努めている。万一発生した場合には事務局長が責任者として速やかに適切な対応をとっている。その顛末は文書化し、スタッフ全員が情報を共有できるようにしている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	管理運営を行うにあたり、実技講座や類似施設の見学など様々な研修を継続的に実施することにより、スタッフ一人ひとりのスキルアップを図り、施設の設置目的を達成するための体制を整えている。	A

5. 総合評価

総合評価	奈良町からくりおもちゃ館条例や協定書、事業計画などに基づき、施設の管理が適正かつ効果的に行われている。特に、製作体験の拡充に注力することで、多くの観光客の来訪につながったと考える。課題としては、いかにおもちゃ館としての特性を活かし周辺施設との差別化を図るかが課題である。
指定管理者に対する指示・指導事項	特にありません。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特にありません。
-------------------	----------

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ならまち格子の家	評価主体	観光経済部奈良町にぎわい課
指定管理者	ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム (公募)	指定の期間	平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで (5年間)
設置目的	奈良町を訪れる観光客が、安全で快適かつ有意義に利用できるように各観光施設の運営管理を行う。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認	利用者の満足度調査等	来訪者が感想を書く「雑記帳」の設置
-------------	--------------------------------------	------------	-------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	4,208	-	85,152	302		
平成29年度	4,208	-	95,383	302		
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成23年度に「ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム」を構成する「ならまち振興財団」が「奈良市総合財団」に統合されることになったので、非公募による選定を改めて実施。「奈良市総合財団」を構成員に含む「ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム」を選定した。					

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市ならまち格子の家条例に基づき、適正な管理運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団情報公開要綱及び奈良市ならまち格子の家の管理に関する基本協定書に基づき、情報公開請求があれば広く情報を開示する。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団職員就業規則等に基づき法令順守を徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公益法人会計基準並びに奈良市総合財団会計処理規定等に基づき適正な経理が執行されている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期清掃だけでなく、常勤職員による施設内外の清掃・設備等の点検を行い、施設の不備・雨漏り等については、即座に所管課へ報告し修繕を行うなど維持管理に努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	緊急時対応連絡網を作成し、日常時の保安・警備等安全管理に備えた。休日、夜間等における保安・警備については、警備会社による機械警備委託を行い警備等安全管理に努めた。また、利用者の万一の事故等に備え、施設入場者損害保険に加入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良市ならまち格子の家の管理に関する基本協定書に基づき、生活民具や伝統工芸品を展示し、町家空間を体感する事業等を行った。また、施設の運営管理だけでなく、奈良町界隈を中心とした観光案内に努めた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業として、展示や催しでは、町家の特徴を紹介するパネル展やならまち紹介の常設展を開催し、上方舞、テッサン能などの伝統文化鑑賞会など、他団体との「ならまち」の広報啓発に関する事業の協働開催を行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域住民等や施設を訪れる来館者の要望を聞き、運営に反映させた。苦情等に対しては、誠意を持って対応し、万が一トラブルが発生した場合は、再発防止のために原因究明を行うよう、スタッフに指導している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の範囲内で事業を実施し、運営上必要な消耗品や備品などは必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を見たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、業務内容にあった適正な人員を配置し勤務体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	奈良市総合財団はならまちで他の施設の管理運営事業を行っており、また、株式会社地域活性化局においてもならまちの観光情報の発信を積極的に行っているなど、両者のノウハウが効果的かつ効果的な施設管理に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	奈良市総合財団は奈良市設置の文化施設等さまざまな施設の管理運営事業を受託しており、指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	苦情・トラブル対応及び防止	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	業務の執行過程において苦情・トラブルが発生しないよう事前の回避に努めたが、発生した場合には、速やかで適正な対応と状況に応じた最善の対策を講じ、後の報告と職員による状況の共有をすることで、再発の防止に努めた。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会や地域内で活動する各種団体との連携・協働による共催事業開催や、祭事への積極的な参加なども行い、相互に情報交換を行うことで、地域貢献に努めた。	B
	施設の設置目的に対する考え方	市の方針、施設の性格、設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	ならまち格子の家の設置目的を理解し、市民やならまちを訪れる観光客に広く開放し、観光施設としての機能を果たしている。また、日常の点検や補修により、建物価値を損ねることのないよう建物保全に努めている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	管理運営を行うにあたり、様々な研修を継続的に実施することにより、スタッフ一人ひとりのスキルアップを図り、施設の設置目的を達成するための体制を整えている。	B

5. 総合評価

総合評価	奈良市ならまち格子の家の管理に当たっての基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行われている。世界最大の旅行口コミサイト「トリップアドバイザー」で高い評価の口コミを得ている施設に認定する「2015年 エクセレンス認証」を受賞し、旅行者からの評価も高く、観光案内雑誌やメディアなどの情報発信に努め、近年の奈良町への関心の高まりに応えている。ただ、毎年入館者数が減っており、周辺施設との差別化が必要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	特にありません。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特にありません。
-------------------	----------

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良町にぎわいの家	評価主体	観光経済部奈良町にぎわい課
指定管理者	奈良町にぎわいの家管理共同体 (公募)	指定の期間	平成27年4月18日から 令和2年3月31日まで (5年間)
設置目的	「奈良町」の三新屋と呼ばれる地区の中心的な建物であり、周辺景観の重要な要素となっている大型町家を奈良町生活環境施設整備事業として整備し、地域の住民や学生と観光客が交流する奈良町観光の拠点として運営することで、奈良町への誘客を促進する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認	利用者の満足度調査等	来訪者が感想を書く「雑記帳」の設置
-------------	--------------------------------------	------------	-------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	16,560	-	963,006	302		
平成29年度	16,560	-	93,247	304		
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成27年度は4月18日より開館した。					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良町にぎわいの家条例に基づき、適正な管理運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開条例及び奈良町にぎわいの家の管理に関する基本協定書に基づき、情報公開請求があれば、広く情報を開示する体制を整えている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	当施設が公共施設であることをスタッフが自覚し、個人情報取扱規定を制定して法令遵守、個人情報の保護、人権の重要性を深めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	奈良町にぎわいの家の管理に関する基本協定の規定に基づく、報告書の提出をもって、厳正に管理した。指定管理料を他の事業とは分離の上、予算内で支出する中で最大限の成果を目指した執行に努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常の開館時間内はスタッフが点検し、小規模なものはスタッフで修理を行った。専門的なことは、専門業者に再委託し定期点検、法定点検を行い施設設備の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	災害時の緊急マニュアルを作成し、保安・警備等の安全管理に努めた。休日・夜間等における保安・警備については、警備会社による機械警備委託を行い安全管理に努めた。また、利用者の万一の事故等に備え、施設入場者損害保険に加入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	奈良町にぎわいの家の管理に関する基本協定書に基づき、「奈良町の町家暮らし」をテーマとした町家に伝わる「生活文化」を体験する事業等を行った。また、施設の運営管理だけでなく、奈良町界隈を中心とした観光案内に努めた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	自主事業として、落語会や講演会、コンサート を実施した。また、わらべうたフェスタの会場と して提供することで地域の活性化にも努めた。	A
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効 果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な 対応・防止について、具体的・効果的な方策が行わ れたか。	地域住民等や施設を訪れる来館者の要望を聞き、運営に反映させた。苦情等に対しては、誠 意を持って対応し、万が一トラブルが発生した 場合は、再発防止のために原因究明を行うよう、 スタッフに指導している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の削減が 図られるもので あること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運 営できているか。創意工夫で経費を削減すること について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の範囲内で事業を実施し、運営上 必要な消耗品や備品などは必要最小限の範囲 に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	職員の配置、勤務体制及び研 修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を 含む。)を見たし、効果的な職員の配置・勤務体制 (指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務 体制を確保するとともに、労働基準法を遵守 し、業務内容にあった適正な人数を配置し勤務 体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされ ていたか。	共同体を構成している3団体はいずれも奈良町 において長く活動されていて地域との関わりも 深く、町家に関する知識も豊富にあり、町家を 活かした展示や事業の実施や地域とも良好な 関係を築いている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状 況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運 営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内で事業を実施しており、安 定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	苦情・トラブル対応及び防止	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体 的・効果的な方策が行われたか。	苦情・トラブルが発生しないよう、事前回避に努 めている。万一発生した場合には事務局長が 責任者として速やかに適切な対応をとってい る。その顛末は文書化し、スタッフ全員が情報 を共有できるようにしている。	B
	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対 する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲が あるか。	管理運営を行うにあたり、様々な研修を継続的 に実施することにより、スタッフ一人ひとりのス キルアップを図り、施設の設置目的を達成す るための体制を整えている。	B

5. 総合評価

総合評価	奈良町にぎわいの家条例や協定書、事業計画などに基づき、施設の管理が適正かつ効果的に行われている。指定管理者のこれまでの実績やノウハウが事業内容の充実に反映され多くの自主事業も行われ、来館者の満足度も上がっている。今後は、訪日外国人への企画とりピーターの確保が課題である。
指定管理者に対する指示・指導事項	地元の活性化にも繋がるようにコミュニケーションの強化を図るように指示した。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	本来事業の計画の進捗状況を毎月報告済み。
-------------------	----------------------

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市奈良町南観光駐車場	評価主体	観光経済部奈良町にぎわい課
指定管理者	有限会社くるみの木 (非公募)	指定の期間	平成27年11月19日から 令和2年3月31日まで (5年間)
設置目的	奈良町の南の玄関口として、多くの観光客を誘致し、奈良町観光の活性化を図ることが目的。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認	利用者の満足度調査等	利用者との会話を通して意見聴取
-------------	--------------------------------------	------------	-----------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	0	5,119,100	15,965	365		
平成29年度	0	5,679,200	17,493	365		
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成27年度は11月19日より開所した。					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市観光自動車駐車場条例及び施行規則に基づき、適正な管理運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開条例及び奈良市奈良町南観光駐車場の管理に関する基本協定書に基づき、情報公開請求があれば、広く情報を開示する体制を整えている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	関係法令を遵守している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	奈良市奈良町南観光駐車場の管理に関する基本協定の規定に基づく、報告書の提出をもって、厳正に管理した。また、経理の実施については、商法・会社法に基づき、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	機能保持、安全確保及び効率的な管理の観点から、その特性を十分に把握したうえで、必要な保守点検を行い、適正な維持管理に努めている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	事故・災害等の非常時に迅速に対応できる体制を整えているとともに、損害賠償保険に加入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画どおりに事業が適正に実施され、概ね計画どおりの成果を挙げている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良市奈良町南観光案内所にて、積極的な自主事業が行われ成果を挙げている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・トラブルについて、営業時間内は職員による対応、営業時間外は再委託先の専門業者により、迅速に対応できるような体制を確立している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	運営上必要な消耗品や光熱水費などは必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を見たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、業務内容にあった適正な人数を配置し勤務体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	類似施設の管理経験が豊富な再委託先との連携により、効率的かつ効果的な施設管理を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	財務状況は安定しており、指定期間内に事業を安定的に実施できる。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設の管理が適正かつ効果的に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	特にありません。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特にありません。
-------------------	----------

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市勤労者総合福祉センター	評価主体	観光経済部 産業政策課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで (3年間)
設置目的	勤労者をはじめ広く市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇活用の充実を図ることを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報)の確認(月1回) ・日常の業務報告(日報)の確認(週2回) ・来課時や電話による聞き取り(随時) ・実地調査(随時) 	利用者の満足度調査等	・窓口での意見・苦情聴取
-------------	---	------------	--------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	41,314,026	7,833,700	56,607	300	別紙②のとおり	-
平成29年度	39,498,079	8,248,690	58,632	296	別紙②のとおり	-

変動の大きい指標の変動理由
 近隣にトレーニング施設が開業し、トレーニング室の利用者数・使用料収入が前年度より約17%減少した。またリハーサル室の空調が故障していたため、利用者数・使用料収入が減少した。支出については、事務室の椅子の買い替え(消耗什器備品費)、自動ドアの修繕(修繕費)、利用申請書の新規購入(印刷製本費)の3項目が、施設管理費が大きく変動した要因となった。

特記事項

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市勤労者総合福祉センター条例等関係法令を職員・利用者が遵守。テニスコートや多目的ホールの利用については、抽選を行い平等利用の確保に努めた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団情報公開要綱、事務処理要領を定め、即時対応できる体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	適正かつ公正な職務の遂行と法令遵守の考え方を真に確立し、不正は絶対許されないという確たる共通意識を持ち、組織として、不正にしっかりと向き合う体制を整備し、公正な運営を図った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公益法人会計基準並びに奈良市総合財団会計処理規程に基づき適正処理した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常の開館・閉館時には職員が点検し、異常があれば関係先にすぐ連絡し対応している。専門的なものは、業者により定期点検、法定点検を行い施設設備の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危機管理マニュアルを作成し、日頃から様々な状況を想定した訓練を実施し利用者の安全確保に努めた。職員は施設巡回を行い、利用者には声掛けするなど、秩序維持に努めた。災害非常時の初動体制マニュアルを作成し日頃から近隣の所轄消防署と連携をとっている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	施設の管理運営事業を実施し、勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上に寄与した。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	教室開催事業としてパソコン教室等を実施し、文化教養や技能の向上を図った。また、健康・体力の維持増進を図るために、社交ダンス教室やヨガ教室等を計画・実施し、募集人員を上回る応募があり成果を上げた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市民日より、共済ニュースで教室の案内をした。また、ホームページで施設のPRに努め、施設の空き状況を確認できるようにしている。関係機関、団体等に幅広く協力を求め利用促進を図った。苦情・トラブルについては、早期に問題を解決するように対応し、トラブルにならないように努めた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	日頃から無駄を無くすようにし、全体の経費削減に努めた。また、電気使用料は入札を行うとともに、デマンドによる監視を行い、省エネに努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営事業実施のため必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、奈良市総合財団職員就業規則に従い効率的で効果的な職員配置を行った。職員の勤務体制は、施設の管理運営、共済事業に支障がないように配慮し、管理係と共済係の職員が相互助け合い、利用者の要望に対処した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	奈良市総合財団が管理する施設や他の類似施設、関係団体との情報交換や連絡を密にし、ノウハウの蓄積に努め、効率的な管理運営に取り組んだ。また、全福センターの委員となり全福センターとの情報交換やノウハウの指導を得て施設の管理運営に反映した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	奈良市総合財団は奈良市設置の文化施設等さまざまな施設の管理運営事業を受託しており、指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	奈良市勤労者総合福祉センターの管理にあたっては、基本方針や事業計画協定書などに基づいた適正な施設の管理運営を行ってきた。また、施設のPRによる利用促進等に努めていることは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	施設の老朽化もあって、利用可能な設備にも制限が出てくる中でも、教室開催事業等を通じて、積極的に施設のPRを行い、稼働率を可能な限り上げられるよう指導した。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	施設の老朽化により利用者の足が遠のき、利用者数は減少傾向にあったが、平成26年度に実施したテニスコートの修繕をはじめとして市が可能な範囲で修繕を行い、施設管理の改善を図った。また、指定管理者が利用者に地道に施設のPRを行い、しみんだよりや共済ニュースで教室開催事業のPRを積極的に行った。稼働率についても、施設内で最も利用者数が多い多目的ホールで平成28年→29年で85%→90%、平成29年→平成30年で90%→95%と、2年連続で5%の改善を達成した。引き続き適正かつ効果的な管理運営を実施し、市民生活に寄与していく。
-------------------	---

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名 (例)Aホール、Bホール 等	施設稼働率(%)		(その他主な指標項目)		(その他主な指標項目)	
		平成30年度	平成29年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度
1	多目的ホール	95.0%	90.0%				
2	リハーサル室	31.0%	38.0%				
3	会議室1	32.0%	30.0%				
4	会議室2	40.0%	44.0%				
5	会議室3	5.0%	4.0%				
6	研修室	32.0%	37.0%				
7	和室	32.0%	34.0%				
8	技能講習室	9.0%	9.0%				
9	視聴覚室	6.0%	7.0%				
10	実習室	20.0%	20.0%				
11	テニスコート	72.0%	64.0%				
12	トレーニング室	97.0%	96.0%				
13	シャワー室	41.0%	49.0%				
14							
15							

※上記評価指標は、記載例です。不要項目は削除して提出してください。

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	なら工藝館	評価主体	観光経済部 産業政策課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年)
設置目的	長い歴史の中で研ぎ澄まされてきた奈良工芸の振興発展を図ることを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報)の確認 ・来館時や電話による聞き取り(随時) ・実地調査(随時) 	利用者の満足度調査等
-------------	--	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
平成30年度	46,135,604	440,300	52,000	47,198	293	30	27	
平成29年度	45,390,359	342,100	51,000	47,007	292	30	23	
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	施設稼働率の指標は貸し出している個展展示コーナーのみの稼働率を算出している。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	なら工藝館条例、同規則に従い正しく運営し、平等利用の確保に努めた。個展展示コーナーの利用については平等に行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団情報公開要綱、事務処理要綱を定め、積極的に公開できる体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	すべての職員が法令の遵守はもとより、社会の構成員として求められる価値観、倫理観に基づく誠実な行動に努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公益法人会計基準並びに奈良市総合財団会計処理規程に基づき適正処理した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設備品、展示品の機能と環境を良好に維持するため、職員が日頃から外観点検、機能点検を行い、専門的なものについては再委託している。軽微な故障等については職員で対処するなど仕様書の水準を維持した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	職員が開閉館時に施設設備の状態をチェックしたあと、機械警備に切り替え、展示備品等の安全に万全を期した。災害時対応マニュアルを作成し、職員の対応を明確にし施設の保全及び被害拡大防止を図るなど仕様書の水準を維持した。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	伝統文化の継承を図るため、奈良工芸の振興を図る事業を実施し、工芸作家と連帯し工芸教室の充実及び後継者の育成に努めた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	工芸教室、デザイン教室のほか、販売コーナーで干支展、五月人形特別展等を実施した。さらに企画展等を実施し、多数の参加者を得た。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ホームページの充実とともに、燈花会に合わせて体験教室を開くなど、工芸の紹介と普及を図った。苦情等については正確な内容把握に努め、迅速な解決のため職員間のコミュニケーションをとり、適切な対応に努めた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	職員全員が節減意識を持ち、無駄をなくすように取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務体制を確保した。また、労働基準法等関係法令を遵守し、階層別研修等を計画的に実施することで、業務内容にあった適正な人数を配置し勤務体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	ならまち等で他の施設の管理運営事業を行っており、地域と連帯した管理運営に反映された。従来より蓄積した工芸作家との関係を活用し、工芸作家と連携して事業を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	奈良市総合財団は奈良市設置の文化施設等様々な管理運営事業を受託しており、指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	例年通り珠光茶会会場としてお茶会を実施したほか、館内入館者数が最も多いイベントである工芸フェスティバルが30周年の節目を迎えたことから、特別企画や壁面装飾を実施し、昨年よりも入館者数を増加(4.7%増)させることができた。
指定管理者に対する指示・指導事項	若手作家からベテラン作家まで、工芸関係者が工芸館の運営や工芸フェスティバルにおける目標や理念を共有していける環境を整備するため、工芸フェスティバルへの協力が若手作家にとってもメリットとなるように、企画・立案を行っていくことを求めている。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	企画展の学校へのチラシ配布や、県観光サイトへの情報掲載など広報の範囲を広げ、観光客だけに限らず、より多くの人へ工芸館の周知をしていただいた。また、外国語表記の工芸品説明を館内に設置するなど、着実にインバウンド対策を進めている。
-------------------	---

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	JR奈良駅第1駐車場・JR奈良駅第2駐車場・なら100年会館駐車場	評価主体	建設部 土木管理課 市民活動部 文化振興課
指定管理者	奈良市市街地開発株式会社 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで (1年間)
設置目的	○JR奈良駅第1駐車場・JR奈良駅第2駐車場 交通渋滞の要因となる路上駐車解消によって道路交通の円滑化を図るとともに、市民の利便に供するため。 ○なら100年会館駐車場 奈良の文化の振興と国際交流をはじめとする地域間交流の促進を図るため設置された市民ホール利用者のための駐車場		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・実地調査(臨時)	利用者の満足度調査等	なし
-------------	---	------------	----

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	70,143,000	93,975,700	153,976	365		
平成29年度	79,554,000	103,627,900	154,400	365		
変動の大きい指標の変動理由	JR奈良駅周辺に安価な民間駐車場が増設され認知されてきたことが原因と考えられる。					
特記事項						

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方やび方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	公の施設を管理するという意識をもって、奈良市営駐車場条例及び施行規則に基づき、公正・公平かつ適正に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方やび方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	議会報告として役員名簿・前年度事業報告・今年度事業計画等を公開している。	適
	法令遵守に対する考え方やび方策	法令遵守について具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の出資法人である会社として、一般民間組織以上に法令を遵守するため、職員に必要な教育が行われている。また、徹底を図るために必要なチェック体制の充実に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	経理の実施について商法・会社法に基づき適正に処理されている。また、顧問税理士に毎月経理関係のチェックを受けている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方やび方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	機能保持、安全確保及び効果的な管理の観点から、その特性を十分に把握した上で必要な保守点検が行われている。備品については備品台帳を備え、無駄のない維持管理を行った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方やび方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	利用者の安全対策・非常時の対応等についてマニュアルを作成し、その内容により従事者に指導し訓練を行っている。万が一、利用者に損害(被害)があった場合に備え施設管理者として保険に加入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画に基づき適正に実施され、概ね計画どおりの成果を上げた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	該当なし。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	パンフレットの配布、ポスターの掲示等により利用の促進を図った。また、苦情・トラブルについて、すぐに対応可能なものは迅速に対応し、判断を要することは速やかに市に報告し対応を協議している。	B
事業計画書の 内容が公の施設の 経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	設備等が耐用年数を経過し維持管理に対する労力が増える中、創意工夫により保守点検の合理化や光熱水費の節減等の管理の見直しを常に行うことで、これまでと同等の経費で運営を行っている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	労働三法を遵守しつつ、休日に誘導業務の人員を増やす等の柔軟かつ効果的な職員配置、勤務体制を実施した。また、避難訓練及び常駐警備研修・施設警備研修等を積極的に受講するとともに、公安委員会定める現任教育を半期に一度受講することで、知識及び能力を向上させた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務、その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	本駐車場を含む類似施設の管理経験が豊富で、それらの経験を生かし安定した管理運営が行われている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	長期にわたる安定的な経済状況である。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること				

5. 総合評価

総合評価	本施設及び類似施設の管理経験を生かし、経費の削減に積極的に取り組みつつ、創意工夫により概ね事業計画書の水準またはそれ以上の水準での管理運営であったと評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	なし

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度の指示・指導事項なし
-------------------	---------------

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	生涯学習センター、中部公民館、西部公民館、南部公民館、三笠公民館、田原公民館、富雄公民館、柳生公民館、若草公民館、登美ヶ丘公民館、興東公民館、春日公民館、二名公民館、京西公民館、平城西公民館、伏見公民館、富雄南公民館、平城公民館、飛鳥公民館、都跡公民館、登美ヶ丘南公民館、平城東公民館、月ヶ瀬公民館、都祁公民館	評価主体	教育部 地域教育課（平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管）
指定管理者	公益財団法人 奈良市生涯学習財団（非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	地域内住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認（年1回） 日常の業務報告（月報）の確認 各種会議（事務担当者会議・館長会議等） 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 受講者アンケート（各事業終了時に実施、回答者数10,110人） 利用者代表（各公民館自主グループ連絡協議） ご意見箱による利用者意見の聴取
-------------	--	------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）	開館日数 （日）	施設稼働率※3 （%）	利用者満足度 （%）
平成30年度	590,166,360	30,454,000	557,845	289	別紙のとおり	別紙のとおり
平成29年度	572,908,221	30,389,150	610,304	289	別紙のとおり	別紙のとおり
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	利用者に対して従来及び新規を問わず、平等に生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	情報公開については、情報公開・発信を適切に行って説明責任を果たし、事業活動についても透明性及び広報力の強化を意識して情報の積極的な公開や発信をしている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	パソコンで取り扱う個人情報については、各施設において管理と保護を行っている。また、取扱いマニュアルを作成し、慎重な取扱いをしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、適正に行われたか。	ハード面のIT化を推進してデータ処理能力を上げることで、作業の効率化を図っている。また、経理処理の一括化により、不正並びに不透明な処理を防止している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。	施設内外の巡回及び点検を徹底し、軽微修繕については職員が行うことで、大きな修繕に至らないように努めている。また、設備・備品等の保全に万全を期しており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準とおりに行われたか。	各施設において、夜間機械警備を行っている。災害については、奈良市危機管理マニュアル及び災害時初動マニュアルに準じた対応に加え、市の避難所担当と円滑に連携がとれるようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限 に発揮させる ものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画に基づく事業の実施にとどまらず、常に内容の見直し・改善に努めている。また、窓口での相談や貸館業務、主催講座の開催、関係団体への支援などを幅広く実施し、市民の自主的な学習活動の推進を行っている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	生涯学習支援活動と公民館の活性化を図るため、教養・文化・国際交流に関する事業等5分類にわたり事業を実施し、新規利用者の開拓に努めている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域住民と連携した運営を進め、地域リーダー、NPO、自治会などと連携をとりながら利用促進を行っている。また、苦情やトラブル発生時には、速やかに経緯、問題点、改善策の報告が行われている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。また、経費の縮減が図られているか。	施設の維持管理費も入札等の執行により適正に予算が執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。また、単価契約や大量一括購入や入札による新電力へ一部切り替え、館のLED化など、経費の削減を図っている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定し て行う能力を有 していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	組織図を作成し、指揮系統が明確にされている。また、雇用に関する法律を遵守している。さらに、ブロック別研修や、休館期間中の全体研修等により、一人ひとりの職員のスキルアップと共通理解が図れている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	全国公民館優良表彰受賞などの実績のもとに、他府県・他地域での講演活動など全国的な生涯学習活動の促進に貢献してきた経験を効果的に反映させた事業を展開している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	事業計画に沿った事業を展開しているため、安定的に事業を継続できる財務状況であり、団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	研修等により職員の特技や専門性を活かした管理運営及び事業展開を行っている。また、積極的に地域に関わり、地域の伝統文化・歴史等の事業や地域課題解決のための事業など、地域に根ざした事業を展開している。	B
	地域等における連携、貢献に対する考え方及び方策	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各施設の地元自治会との連携強化を図っている。また、NPO団体、校区の育友会、PTAなどとも連携を図り、お互いの得意分野に意見を出し合いながら運営をしている。	B
	人権・地域・福祉・教育・環境への貢献に対する考え方及び方策	人権・地域・福祉・教育・環境に対する団体の社会的責任について認識があり、またそのための具体的・効果的な方策があるか。	人権・地域・福祉・教育・環境に対して正しく理解し、現状や課題などへの認識を深め、各分野における講座を実施し、市民への啓発に努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人奈良市生涯学習財団は、地域の生涯学習の拠点として公民館をより市民に利用しやすい施設とするために、各種社会教育関係事業を行い、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する事業を展開することができている。 ・専門知識のある職員が、市民に質の高い安定したサービスを提供することにより、市民の多様化するニーズに応えることができている。 ・アンケートの回答及び満足度等からも適正に管理運営されていると判断できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び評価指標の実績一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)		利用者満足度(%)	
		平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
1	生涯学習センター	31.6%	31.9%	96.6%	97.5%
2	中部公民館	51.9%	54.3%	95.6%	93.7%
3	西部公民館	67.2%	63.8%	96.5%	97.2%
4	南部公民館	24.3%	20.8%	96.5%	89.8%
5	三笠公民館	46.9%	46.6%	99.7%	97.8%
6	田原公民館	13.3%	14.0%	96.7%	97.3%
7	富雄公民館	73.3%	67.0%	97.2%	97.4%
8	柳生公民館	5.9%	6.1%	97.0%	96.2%
9	若草公民館	24.8%	26.7%	98.3%	97.4%
10	登美ヶ丘公民館	51.8%	53.0%	97.1%	96.2%
11	興東公民館	4.0%	3.9%	98.6%	100.0%
12	春日公民館	31.0%	28.0%	99.1%	97.6%
13	二名公民館	37.3%	38.9%	98.8%	96.5%
14	京西公民館	39.3%	34.1%	96.7%	97.1%
15	平城西公民館	28.1%	14.6%	97.7%	96.6%
16	伏見公民館	22.2%	22.7%	97.4%	97.8%
17	富雄南公民館	59.7%	62.4%	98.7%	97.0%
18	平城公民館	28.2%	27.8%	97.0%	94.3%
19	飛鳥公民館	30.0%	27.8%	96.6%	97.1%
20	都跡公民館	38.5%	37.8%	95.4%	98.0%
21	登美ヶ丘南公民館	25.2%	21.0%	97.3%	98.1%
22	平城東公民館	33.9%	34.1%	97.6%	98.7%
23	月ヶ瀬公民館	17.2%	16.5%	100.0%	100.0%

24	都祁公民館	5.5%	5.8%	96.3%	93.3%
----	-------	------	------	-------	-------

※上記評価指標は、記載例です。不要項目は削除して提出してください。

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	学園大和分館 精華分館 東九条分館 明治分館 大安寺西分館 横田分館 水間分館 袖ノ川分館 元町分館 興ヶ原分館 邑地分館 丹生分館 北野山分館 佐保分館 東里分館 狭川分館 大平尾分館 西木辻分館 大安寺分館 済美南分館 二名分館 西登美ヶ丘分館 平松分館 あやめ池分館 歌姫分館 白毫寺分館 佐紀分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	自治連合会など (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的			

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	6,022,000	-	173,842	5,239	別紙のとおり	
平成29年度	6,022,000	-	177,157	5,327	別紙のとおり	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地域によって異なるが、祭りやストレッチ体操の実技発表やふれあい市の開催などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができています。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。また、伝統工芸等地域文化を継承するとともに、子どもたちの新たな学びの機会となった。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び評価指標の実績一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%) □		番号	施設名	施設稼働率(%) □	
		平成30年度	平成29年度			平成30年度	平成29年度
1	西部公民館学園大和分館	82.2%	72.9%	16	興東公民館狭川分館	28.5%	27.7%
2	南部公民館精華分館	68.5%	51.8%	17	興東公民館大平尾分館	24.9%	27.9%
3	南部公民館東九条分館	32.3%	27.9%	18	春日公民館西木辻分館	74.0%	78.1%
4	南部公民館明治分館	78.4%	79.2%	19	春日公民館大安寺分館	77.0%	77.3%
5	三笠公民館大安寺西分館	84.9%	84.1%	20	春日公民館済美南分館	55.3%	64.7%
6	田原公民館横田分館	11.8%	13.2%	21	二名公民館二名分館	62.7%	63.0%
7	田原公民館水間分館	36.2%	44.4%	22	二名公民館西登美ヶ丘分館	95.1%	94.8%
8	田原公民館杉ノ川分館	4.7%	4.9%	23	京西公民館平松分館	70.7%	85.8%
9	富雄公民館元町分館	94.0%	95.6%	24	伏見公民館あやめ池分館	72.1%	78.6%
10	柳生公民館興ヶ原分館	24.7%	28.5%	25	平城公民館歌姫分館	41.9%	37.8%
11	柳生公民館邑地分館	18.6%	21.4%	26	飛鳥公民館白毫寺分館	84.4%	84.4%
12	柳生公民館丹生分館	31.5%	37.3%	27	都跡公民館佐紀分館	38.6%	38.1%
13	柳生公民館北野山分館	7.1%	7.1%				
14	若草公民館佐保分館	80.3%	82.5%				
15	興東公民館東里分館	55.1%	50.7%				

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	西部公民館学園大和分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	学園三碓地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	310,000	-	9,023	300	82.2	
平成29年度	310,000	-	9,147	266	72.9	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	子どもフェスティバルや人形劇の練習及び発表会が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	子どもフェスティバルや人形劇の上演を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	南部公民館精華分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	高樋町自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	232,000	-	3,994	250	68.5	
平成29年度	232,000	-	6,143	189	51.8	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	夏祭りや高樋町文化祭が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	夏祭りや文化祭を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	南部公民館東九条分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	東九条町自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	310,000	-	2,707	118	32.3	
平成29年度	310,000	-	3,001	102	27.9	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	秋祭りや子ども会が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	秋祭りや子ども会を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	三笠公民館大安寺西分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	大安寺西地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	204,000	-	12,754	310	84.9	
平成29年度	204,000	-	12,754	307	84.1	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	交通安全会や自主防災防犯会が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	テニスの会や万葉集勉強会を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	南部公民館明治分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	明治地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	232,000	-	7,326	286	78.4	
平成29年度	232,000	-	7,569	289	79.2	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	女性防災クラブと共催の防災講座やストレッチ体操の実技発表やふれあい市の開催が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができています。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	防災講座やストレッチ体操の実技発表やふれあい市の開催を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	田原公民館横田分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	田原地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	204,000	-	270	43	11.8	
平成29年度	204,000	-	290	48	13.2	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	伝統工芸体験教室、親子アウトドア講座や分館まつりが開催されている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。また、伝統工芸等地域文化を継承するとともに、子どもたちの新たな学びの機会となった。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	田原公民館水間分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	水間町自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	204,000	-	1,360	132	36.2	
平成29年度	204,000	-	1,488	162	44.4	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	すぎの子会(踊り教室)やカラオケ教室が開催されている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	すぎの子会(踊り教室)やカラオケ教室を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	田原公民館袖ノ川分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	袖ノ川町自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	184,000	-	193	17	4.7	
平成29年度	184,000	-	242	18	4.9	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	老人会や健康講習が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	老人会や健康講習を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	富雄公民館元町分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	富雄公民館元町分館管理協議会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	232,000	-	11,839	343	94.0	
平成29年度	232,000	-	12,429	349	95.6	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	各種団体のふれあい秋まつりの実施や古文書による奈良の歴史の勉強やふれあいサロンが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができています。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	古文書による奈良の歴史の勉強やふれあいサロンを通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	柳生公民館興ヶ原分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	興ヶ原町自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	184,000	-	981	90	24.7	
平成29年度	184,000	-	983	104	28.5	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	ふれあいマラソン大会や伝統芸能の集いが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ふれあいマラソン大会や伝統芸能の集いを通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	柳生公民館邑地分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	邑地町自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	184,000	-	975	68	18.6	
平成29年度	184,000	-	1,275	78	21.4	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	野菜づくり講座や舞踊が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	野菜づくり講座や舞踊を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	柳生公民館丹生分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	丹生町自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	184,000	-	2,645	115	31.5	
平成29年度	184,000	-	2,743	136	37.3	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	夏祭りや秋祭りが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	夏祭りや秋祭りを通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	柳生公民館北野山分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	北野山町自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	184,000	-	193	26	7.1	
平成29年度	184,000	-	330	26	7.1	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	歌謡教室や料理教室が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	歌謡教室や料理教室を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	若草公民館佐保分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	若草公民館佐保分館運営委員会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	310,000	-	10,319	293	80.3	
平成29年度	310,000	-	10,223	301	82.5	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	人権学習や分館利用者による館内大掃除が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	人権学習や分館利用者による館内大掃除を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	興東公民館東里分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	東里地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	204,000	-	3,220	201	55.1	
平成29年度	204,000	-	4,060	185	50.7	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	習字教室や大正琴が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民の文化と教養の向上を図るとともに、効果的にふれあいを深め仲間づくりを推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	興東公民館狭川分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	狭川地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	204,000	-	1,694	104	28.5	
平成29年度	204,000	-	2,188	101	22.7	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	陶芸教室やいきいき会が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	陶芸教室やいきいき会を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	興東公民館大平尾分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	大平尾町自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	184,000	-	415	91	24.9	
平成29年度	184,000	-	408	102	27.9	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	健康体操教育やカラオケ教室が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	健康体操教育やカラオケ教室を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	春日公民館西木辻分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	八軒町自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	190,000	-	18,515	270	74.0	
平成29年度	190,000	-	15,307	285	78.1	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	各種団体と協力し、ふれあいサロンを開催。また武道場では剣道や空手が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ふれあいサロンや剣道や空手を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	春日公民館大安寺分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	大安寺地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	204,000	-	4,286	281	77.0	
平成29年度	204,000	-	3,786	282	77.3	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	子ども達の健全育成を図るために、情報交換とよりよい子育て環境づくりのための話が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	子ども達の健全育成を図るために、情報交換とよりよい子育て環境づくりのための話を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	春日公民館済美南分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	済美南地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	204,000	-	4,956	202	55.3	
平成29年度	204,000	-	3,864	260	64.7	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	ふれあいサロンや健康体操が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ふれあいサロンや健康体操を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	二名公民館二名分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	二名地区自治協議会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	232,000	-	5,344	229	62.7	
平成29年度	232,000	-	5,131	230	63.0	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	分館利用者による大掃除・防災訓練・人権啓発運動が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	分館利用者による大掃除や人権啓発運動を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	二名公民館西登美ヶ丘分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	232,000	-	13,492	347	95.1	
平成29年度	232,000	-	12,771	346	94.8	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	お琴演奏会や水彩画展が行われている。また万年青年クラブ等の地域団体と連携し、介護予防講座など、地域課題の解決につながる事業を展開している。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	お琴演奏会や水彩画展などを通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	京西公民館平松分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	平松一丁目自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	232,000	-	13,617	258	70.7	
平成29年度	232,000	-	12,569	313	85.8	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図っている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	平松地域のコミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。重点的に、自主防災防犯協会と連携を図り地域で地域を守る取組をしている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域の自主防災訓練や文化展を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	伏見公民館あやめ池分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	あやめ池地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	310,000	-	33,713	263	72.1	
平成29年度	310,000	-	36,581	287	78.6	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	読書に親しむ子ども文庫やあやめ池文化祭において作品展、学習発表会及び定期演奏会が開催されている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	読書に親しむ子ども文庫やあやめ池文化祭において作品展、学習発表会及び定期演奏会を通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	平城公民館歌姫分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	歌姫町自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	232,000	-	1,430	153	41.9	
平成29年度	232,000	-	1,709	138	37.8	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自警団による出初式や自主グループ活動の農業研究会、サロン活動、カラオケ同好会などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	サロン活動やカラオケ同好会などを通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	飛鳥公民館白毫寺分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	白毫寺町連合自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	232,000	-	5,629	308	84.4	
平成29年度	232,000	-	5,968	308	84.4	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地域介護予防講座や「秋の歩く会」でハイキングが行われている。また年2回、敷地内の草刈りを自主グループで行っている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができています。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域介護予防講座や「秋の歩く会」でのハイキングを通して、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	都跡公民館佐紀分館	評価主体	教育部 地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課が所管)
指定管理者	佐紀中町自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等
-------------	----------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	204,000	-	2,952	141	38.6	
平成29年度	204,000	-	3,268	139	38.1	
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。生涯学習の機会を提供している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	歴史講演会、夏祭り、高齢者のコミュニティーの場などの活動拠点である。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、指定管理者代表または代理人を通じて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	子供から高齢者まで幅広く地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市黒髪山キャンプフィールド	評価主体	教育部地域教育課(平成30年度は教育総務部生涯学習課)
指定管理者	奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	自然環境の中での野外活動、レクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図ることを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月次報告書の確認(月1回)	利用者の満足度調査等	・使用者アンケート(使用ごとに記入)
-------------	----------------------------------	------------	--------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	3,170,000	-	3,600	107	68%(73/107日)	-
平成29年度	2,940,000	-	3,641	108	74%(80/108日)	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	常に公平・平等な取り扱いを基本方針として、条例に定められる使用方法に基づき利用を認めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	運営における方針、事業計画、実施状況及び予算執行状況は必要に応じて公開できるようにしている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	法律条例について遵守し、これに基づいた管理運営を行っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	指定管理料の執行にあたり、公明正大を旨として執行し、市からの要請があればいつでも執行状況を公開できるようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設を利用する青少年・市民に対し、清潔・安全・安心で質の高い施設を提供することを念頭に置き、常時管理スタッフが巡回・チェックし、随時補修・整備を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設には管理スタッフを置き、利用者並びに場内の安全確保に努めている。また、非常時に備えて、AEDを設置している。急な天候の変化については防災小屋へ避難できる体制をとっている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	安全・安心できる施設をもって、青少年の健全な育成と市民のレクリエーション活動を支援している。	A
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	本施設で実施している市主催の自然体験学習事業「くろかみやま自然塾」についても協働の観点から積極的に協力し、青少年が事業を通じて家庭や学校ではできない体験を通して生きる力を育てている。※参加実績423人(平成30年度)	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者満足を第一として、利用した市民等が来て良かったと思える施設・設備の充実、また親切・丁寧な人的対応を行うことによって、認知拡大リピーター利用の拡充を図っている。	A
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	経費の縮減が図られているか。	必要最小限のスタッフ数で管理するとともに、施設の修繕についても、スタッフの技能等による工夫で対応し、経費削減に取り組んでいる。	A
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	協議会内には組織並びに指揮系統が確立されており、場長を代表とした管理スタッフについても、ボーイスカウト内で様々な経験を積んだ指導者が充てられている。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他維持事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	管理スタッフをボーイスカウトの指導者及びOBで構成しており、普段のボーイスカウト活動の経験やノウハウが大いに生かされている。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に関する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責任を認識しているか。	自然環境の中での野外活動、レクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図るといふ設置目的がよく達成されている。	A
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	管理運営を行うにあたり、「利用者満足」を第一に考え、施設の安全対策や施設の保全、また管理スタッフの教育や配置においても前記の理念を持って行われている。	A

5. 総合評価

総合評価	管理運営を行うにあたり、「利用者満足」を第一に考え、施設の安全対策や施設の保全、また管理スタッフの教育や配置についても前記の理念を持って行われており、自然環境の中での野外活動、レクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図るといふ設置目的がよく達成されている。また、指定管理料においても適正に執行されている。今後は広報等を通じて施設の認知度を上げ、利用促進・拡大を図っていくことが求められる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市青少年野外活動センター	評価主体	教育部地域教育課（平成30年度は教育総務課生涯学習課）
指定管理者	特定非営利活動法人 奈良地域の学び推進機構 (公募)	指定の期間	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで (2年間)
設置目的	自然環境の中での野外活動、体育・スポーツ及びレクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年野外活動センターを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> ●事業報告の確認(年1回) ●日常の業務報告(月報)の確認 ●管理業務に関するヒアリング(年1回) 	利用者の満足度調査等	
-------------	---	------------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	24,000,000	2,883,770	8,288	311	-	-
平成29年度	24,000,000	3,997,430	8,856	313	-	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	特定の利用者による独占利用が生じないよう、申込日優先で受付事務を行っている。また、申請受付の方法を窓口・郵送・FAX・E-Mailのすべての方法で対応し、利用者の利便性を高めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	独自のHPは情報提供の更新頻度が高く、また法人としても収支・活動報告など、積極的な情報公開に努めている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	得られた個人情報について、利用申請書から撮影画像に渡るまで細かく分類し、取扱い方法をそれぞれに定めることで、適正な管理に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	月次決算を行い、支出科目ごとに適正性・効率を見直している。また、運営方法の見直し、エネルギー効率化により、経費の縮減が図れている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	コストパフォーマンスを意識しながら、適性な施設整備・維持管理が行われている。また、理事会・総会での確認を行い、管理運営の適正性を判断している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に見回りを行い、現況の把握をしている。また、害虫発生に至るまで危険箇所について情報共有を行い、利用者への注意喚起を行っている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	利用状況、決算状況等を月別に精査し、即座に検討・改善している。しかし、利用者増に伴い管理コストを圧迫しているため、利用に応じたコストバランスについて検討が必要である。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	青少年対象の自然体験活動や幼児・家族連れ対象の事業を実施している。また、実施したプログラムはリピーターも多く、計画以上の成果が出ている。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	しみんだより・独自HPを利用した情報発信をし、利用者の希望に細かく対応することで、リピーターを多数得ている。また、要望・苦情についての連絡体制が整備され、対応は迅速である。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	経費縮減を徹底しているが、利用者増に伴い提案管理料と運営のバランスをとることが困難な状況にある。今後も指定管理料内での施設の効率運営を継続し、新たな自主事業等による財源確保を検討する必要がある。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	施設の管理運営に支障はないものの、十分な人員配置とは言い難い。今後はワークライフバランスを意識した人員配置に努めて欲しい。	C
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	類似施設との研修会等への参加など、類似施設や事業の情報交換にも積極的である。また、ピザ窯の設置など、得られたノウハウを具体的に活用している。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	利用者の増加に伴い、提案管理料と運営のバランスをとることが困難な状況にあるが、経費縮減を徹底し、安定した施設運営を行っている。また、団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	公的施設の管理に対する考え方	施設を管理運営する上で、特に重視しているコンセンサスがあるか。	青少年の健全な育成のため、また地域資源の活性化と保全のため、近隣地域と協力した効果的な施設運営が行っている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	施設所管課だけでなく、関連する部署と協働してプログラムを実施するなど、施設の設置目的を理解した運営が出来ている。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができていますか	職員が個別に受けた要望等については、内容を精査し迅速な対応をしている。また、連絡表やミーティングなどで情報共有し、重要なものについては理事会に報告をしている。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	アンケート調査は平成30年度3月より実施したものの、回答がなかったため、実施結果を把握することはできていない。	C

5. 総合評価

総合評価	近隣地域との協働が図られ、自主事業のプログラムも充実しており、施設を生かしたプログラムの企画力には目をみはるものがある。今後は、更なる利用者の増加を目指し、利用者増加に対応できるよう、コストマネジメントを徹底するとともに、継続的に新たな自主事業等を開発し、財源確保の方策を検討していく必要がある。そして、そのためには人員の配置や体制を整えることも必要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	利用者の要望に応えるためのアンケート調査を継続的に実施。 指定管理料内での効率的な施設運営の継続。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	アンケート調査を平成30年3月より実施し、平成31年度から本格的にアンケート調査が実施できるように体制を整えた。また、日頃から施設運営に係る費用の縮減に努めるなど、指定管理料内での運営への努力が見られる。継続して指導していきたい。
-------------------	---

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	上深川歴史民俗資料館	評価主体	教育部 文化財課
指定管理者	奈良市上深川自治会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月 1日から 令和 4年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の文化財を保存し、その活用を図る。特に地域の無形民俗文化財の伝承に関する事業を行う。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認 実地調査(年2回 10月 3月)	利用者の満足度調査等	利用者との意見交換
-------------	------------------------------	------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	205,715	-	1,006	50		
平成29年度	205,715	-	1,093	51		
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	上深川町住民及び市民による利用が、問題なく行われたか。正当な理由なく一部の住民を優遇していないか。	主な利用者である地域住民からの要望も聞きながら、住民の民俗芸能伝承のための事業等が計画され、施設の利用が問題なく行われた。また利用に関するトラブルもない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	上深川町住民及び市民による情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会集會等の機会を通して、資料館の利用計画や利用状況について住民に説明、意見交換が行われた。また見学の要望や問い合わせにも問題なく対応できている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報に記載されている書類等は保管場所を定め、利用者の目に触れる所には置かない等、対応できている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	収支計画に沿って適正に予算が執行された。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、施設の保守・点検その他施設の維持管理が適切に行われたか。	定期的に施設・備品の点検・清掃等が行われており、適切に維持管理が行われた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、適切に行われたか。	自治会長、自治会役員により、定期的に毀損の有無や施設など施設の安全確認が行われた。また事故や災害の際の連絡体制も管理者内で確認されており、適切に対応できるようにしている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	地域の無形民俗文化財の伝承に関する事業等が、計画どおり実施されたか。	ユネスコ無形文化遺産、重要無形民俗文化財に指定されている題目立の後継者育成、定期公開等が、当施設で計画通りに問題なく実施された。これらを通して無形民俗文化財の保存継承を図ることができた。題目立関係資料の保管も適切に行われ、定期公演にあわせて公開も行われた。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者への対応は適切に行われたか、また利用の促進が図られたか。	題目立後継者育成のための地域住民による利用に丁寧に対応し、展示見学者に対しても、パンフレット、映像などを利用しながら、題目立について自治会役員が解説して、地域の民俗文化財をわかりやすく説明する努力がなされた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	収支予算書、通帳、領収書等関係綴りを確認したところ、指定管理料は適正に執行されている。夜間の使用を抑える、施設周辺の草刈を自治会で行うなどで経費縮減に取り組んでいる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	効果的な職員の配置・勤務体制であったか。	自治会長以下、自治会役員と町内隣組6組の組長が当番制で施設の管理、利用者や来訪者への対応を行うことになっており、この体制で問題なく運営が行われた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	設置時から地元自治会による管理運営がなされており、これまでの業務の実績・ノウハウが効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	事業計画に沿って安定的に事業が実施できている。自治会の財務状況も安定している。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域における連携・貢献	地域における連携・貢献に寄与しているか。	題目立の練習、公開の拠点として機能しており、地域に伝わる貴重な無形民俗文化財の後継者育成に寄与した。	A
	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、題目立の伝承活動等のために地域住民が有効に利用できる施設として管理運営がなされている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	適切に施設の管理運営を行うとともに、民俗文化財の伝承活動の拠点として機能するよう、意欲的に取り組んでいる。	A

5. 総合評価

総合評価	上深川歴史民俗資料館の管理運営は、地域に伝わる無形民俗文化財の伝承に関する事業の実施を主な業務としている。管理者は、地域の無形民俗文化財「題目立」(ユネスコ無形文化遺産・重要無形民俗文化財)について、題目立保存会とともに後継者育成の事業を計画して、計画どおり練習等を行い、その成果として平成29年10月12日に題目立を上演した。当該施設は事業の拠点として機能しており、無形民俗文化財の保存伝承に寄与する施設の管理運営ができている。また見学希望者に対しては、パンフレットや映像を使って、館蔵資料や文化財の説明を行い、問合せ等にも丁寧に対応している。施設の点検等、日常の維持管理も問題なく行われ、当該施設の指定管理者として適切な管理が行われたと評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--